

# みやしろ戦隊ハナレンジャーのデザイン使用に関する取扱要綱

## 【目的】

第1条 この要綱は、宮代町商工会がその権利を有し、宮代町商工会青年部（以下「青年部」という。）がその権利を管理する、ご当地ヒーローのデザイン及び名称の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 【定義】

第2条 この要綱においてご当地ヒーローとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) ご当地ヒーローは、別紙のとおりとする。
- (2) ご当地ヒーローの名称は、「みやしろ戦隊ハナレンジャー」とする。
- (3) その他、青年部が別途定める図及び言葉とする。

第3条 ご当地ヒーローを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ青年部の承認を受けなければならない。

## 【使用申請】

第4条 申請者は、宮代町ご当地ヒーロー「みやしろ戦隊ハナレンジャー」デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を付して、青年部に提出しなければならない。

## 【使用の承認】

第5条 青年部は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認することができる。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- (5) 第7条に定める事項に従って使用しないとき。
- (6) 宮代町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) その他使用を承認することが適当でないときと認められるとき。

2 青年部は前項の規定による申請を承認するときは、宮代町ご当地ヒーロー「みやしろ戦隊ハナレンジャー」デザイン使用（変更）承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 青年部は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

## 【使用承認期間】

第6条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の4月30日までを限度とする。ただし、更新する場合には商工会に承諾を得ること。

## 【使用上の遵守事項】

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、青年部が指示する使用条件に従うこと。承認された内容により使用し、青年部の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用を承認された権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) ご当地ヒーローのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 使用者は、承認に係る物品等が完成したときは、速やかに完成品の見本を青年部に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

### 【承認内容の変更の申請】

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ宮代町ご当地ヒーロー「みやしろ戦隊ハナレンジャー」デザイン使用承認変更申請書（様式第3号）を青年部に提出し、その承認を受けなければならない。

2 青年部は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、宮代町ご当地ヒーロー「みやしろ戦隊ハナレンジャー」デザイン使用（変更）承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

### 【使用承認の取消し】

第9条 青年部は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザインの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消は、宮代町ご当地ヒーロー「みやしろ戦隊ハナレンジャー」デザイン使用承認取消通知書（様式第4号）により行う。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該物件を使用してはならない。

### 【責任の制限】

第10条 前条の規定によりデザインの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、青年部はその責を負わない。

2 使用者が、デザインの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、青年部は、損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わない。

### 【公式デザインの追加】

第11条 公式デザインにないデザインを使用したい場合は、デザイン等を添付して青年部に申請することができる。

2 前項により、申請があった場合は、宮代町商工会青年部内で協議して可否を決定する。

(1) 可となったポーズのデザインの作成に関して発生する費用は、申請者が負担する。

(2) デザインされたポーズは、承認通知書を発行した1年後に公式デザインに追加するものとする。

### 【その他】

第12条 この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いに係る必要な事項は、青年部が別に定める。

付則

この要綱は、平成28年6月14日から施行する。

(別紙)

【1】みやしろ戦隊ハナレンジャー ロゴ



【2】ハナレンジャー 自動車 ロゴなし



【3】ハナレンジャー 自動車 ロゴ入り



【4】ハナレンジャー 全員 実写



【5】ハナレンジャー 全員 実写 バック有



【6】ハナレンジャー 全員



【7】ローズレッド 影なし



【8】ローズレッド 影有り



【9】 あじさいブルー 影なし



【10】 あじさいブルー 影有り



【11】 やさいグリーン 影なし



【12】 やさいグリーン 影有り



【13】 ひまわりイエロー 影なし



【14】 ひまわりイエロー 影有り



【15】 さくらピンク 影なし



【16】 さくらピンク 影有り



【17】ハナレンジャー 横並び 全員



【18】ハナレンジャー アーチ横並び 全員



【19】ハナレンジャー 実物風



【20】ハナレンジャー 実物風 バック黒



【21】みやしろ戦隊ハナレンジャー 白抜き



【22】ハナレンジャー 自動車 ロゴなし 白抜き



【23】ローズレッド 2頭身キャラ



【24】あじさいブルー 2頭身キャラ



【25】 やさいグリーン 2頭身キャラ



【26】 ひまわりイエロー 2頭身キャラ



【27】 さくらピンク 2頭身キャラ



【28】 ハナレンジャー 2頭身キャラ

